

茨城県立医療大学無線 LAN 利用規程

平成 26 年 1 月 22 日
医療大訓第 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、茨城県立医療大学が整備する学内無線 LAN 設備（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専用パソコン 県立医療大学情報システム使用要項（平成 16 年 6 月 1 日施行。以下「使用要項」という。）第 3 条第 6 号に規定するものをいう。
- (2) 共用パソコン 使用要項第 3 条第 7 号に規定するものをいう。
- (3) 情報システム部会長 使用要領第 3 条第 1 号に規定する者をいう。
- (4) 情報システム運用管理責任者 使用要項第 3 条第 2 号に規定する者をいう。
- (5) 情報システム運用管理者 使用要項第 3 条第 3 号に規定する者をいう。

(本規定の範囲等)

第 3 条 この規程は無線 LAN の利用に関し、本学並びに無線 LAN を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）及び無線 LAN の利用が承認された者（以下「利用者」という。）に適用するものとする。

2 本学は、利用希望者及び利用者の許可を得ることなくこの規程を変更することができる。

(利用場所及び利用時間)

第 4 条 利用場所及び利用時間は別表 1 のとおりとする。

(利用目的)

第 5 条 無線 LAN は、本学における利用者の修学、教育及び研究の用に使用するものとする。

(利用資格)

第 6 条 無線 LAN を利用できる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 本学に在籍する学部生及び大学院生
- (2) 本学に所属する教職員
- (3) その他、情報システム部会長の許可を得た者

(利用できる機器)

第 7 条 利用者が無線 LAN に接続することができる機器（以下「機器」という。）は、下記の各号に掲げるものとする。

- (1) 学部生及び大学院生が所有する別表 1 に掲げるもの
- (2) 本学の備品若しくは備品に準じるものとして管理されている別表 2 に掲げるもので、教職員が使用者となっているもの

(3) その他、情報システム部会長の許可を得たもの

2 機器は、各利用者につき1台とする。

(利用できる範囲)

第8条 利用者が無線LANに接続して利用できる大学情報システムの機能は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) グループウェア
- (2) ファイルサーバ
- (3) インターネット

2 利用者が前項の各号の利用に当たって付与される権限は、専用パソコン若しくは共用パソコンからの利用に当たって付与される権限と同じとする。

(利用の申請)

第9条 利用希望者は、無線LAN利用申請書(様式第1号)に必要な事項を記入のうえ、総務課に提出し、情報システム運用管理責任者の承認を受けなければならない。

2 利用者が、無線LAN利用の承認を受けた機器の変更を行う場合及び利用者が無線LAN利用を中止する場合にも、前項の規定を準用する。

(利用の承認)

第10条 情報システム運用管理責任者は、次の各号に掲げる事項を満たす申請に限り、無線LAN利用の承認を与えることができる。

- (1) ネットワーク認証規格がIEEE802.11a若しくはIEEE802.11gに対応した機器であること。
- (2) 無線LAN暗号化規格がWPA2に対応した機器であること。
- (3) 基本ソフト(OS)がメーカーによるサポートが実施されているものであること。
- (4) ウイルス対策ソフトがインストールされていること。
- (5) ウイルス対策ソフトのパターンファイル更新のための必要な手続きが取られていること。
- (6) ファイル共有ソフトがインストールされていないこと。
- (7) コンピュータウイルスに感染していないこと。
- (8) 利用希望者が、すでに他の機器で無線LAN利用の承認を受けていないこと。
- (9) 申請者が教職員の場合、第7条第1項第2号に規定する機器に係る申請であること。
- (10) その他、無線LAN利用を承認することで、無線LANを含む大学情報システムの正常な運用を妨げない若しくは妨げるおそれがないこと。

2 情報システム運用管理責任者は、無線LAN利用を承認する場合、利用希望者に無線LAN利用承認書(様式第2号)を交付する。

3 無線LAN利用の承認は、利用者が、第6条の利用資格を喪失した場合、その効力を失うものとする。

(機器の設定)

第11条 無線LANを利用するために必要な機器の設定は、利用者が行うものとする。

2 利用者は、無線LANを利用するために必要な設定を、前条の承認を受けていない機器に行ってはならない。

3 利用者は、無線 LAN を利用するために必要な設定情報を、他の者に教えてはならない。

(ID・パスワードの管理)

第12条 利用者は、ID及びパスワードを利用者自身の責任において管理し、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) パスワードを利用者自身以外の者に知られないようにすること。
 - (2) パスワードを半角英文字及び数字を組み合わせた14文字以上とし、他から容易に推測できるものを使用しないこと。
 - (3) パスワードを定期的に変更すること。
- 2 利用者は、前項第3号のパスワードの変更を、大学情報システムの専用パソコン若しくは共用パソコンから行うこと。
- 3 利用者は、パスワードを忘失した場合、使用要項第6条第4項の手続きにより、仮パスワードへの変更を申請することができる。

(事案の報告)

第13条 利用者は、無線 LAN を利用中に無線 LAN 及び他の大学情報システムに対するセキュリティ上の脅威を発生させた場合には、茨城県立医療大学情報セキュリティ実施手順（平成23年7月12日施行）第35条に定めるところにより速やかに報告を行うこと。

(禁止事項)

第14条 利用者は、使用要項に定められている事項の他、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは本学の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害のおそれのある行為。
- (2) 他の利用者、第三者若しくは本学の財産又はプライバシーを侵害する行為及び侵害のおそれのある行為。
- (3) 上記(1)及び(2)の他、他の利用者、第三者若しくは本学に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為。
- (4) 他の利用者、第三者若しくは本学を誹謗中傷する行為。
- (5) 公序良俗に反する行為又は反するおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を他の利用者又は第三者に提供する行為。
- (6) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく行為若しくはそのおそれがある行為。
- (7) 選挙期間中であるか否かに関わらず、選挙運動又はこれに類する行為。
- (8) 性風俗、宗教、政治に関する活動。
- (9) ID及びパスワードを不正に使用する行為。
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線 LAN を通じて又は無線 LAN に関連して使用若しくは提供する行為。
- (11) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為。
- (12) 営利を目的とした行為。
- (13) 第10条第1項第3号から第6号までに反する行為。
- (14) 無線 LAN を含む大学情報システムの正常な運用を妨げる又は妨げるおそれのある行為。
- (15) 無線 LAN を含む大学情報システムに故意に損害を与える行為。
- (16) 無線 LAN を含む大学情報システムの不正利用若しくは不正利用につながるおそれのある行為。

- (17)無線 LAN を含む大学情報システムのプログラム等を改変又は破壊する行為。
- (18)前各号に掲げる行為の他、法令に違反若しくは違反するおそれのある行為。
- (19)インターネット上の有料サービスの利用及びネットショッピング。
- (20)その他、本学情報システム部会が不適切と判断する行為。

(利用上の指導)

第 15 条 情報システム運用管理責任者は、無線 LAN の適正な利用の促進を目的として、利用者に対して利用上の指導及び機器の確認を随時行うことができる。

(利用の停止)

第 16 条 情報システム運用管理責任者は、次の各号に該当するとき、利用者の無線 LAN 利用を停止することができる。

- (1) 利用者が、虚偽の内容により利用申請を行ったことが判明したとき。
- (2) 利用者が、第 11 条第 2 項及び第 3 項並びに第 14 条で禁止している事項に該当する行為を行ったとき。
- (3) 利用者が、第 15 条に規定する指導を受けたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (4) その他、本規程に違反したとき。
- (5) その他、利用者として不適切と情報システム運用管理責任者が判断したとき。

(利用の記録・制限)

第 17 条 情報システム運用管理責任者は、無線 LAN の適正な利用の促進を目的として、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利用者のアクセスログの記録
- (2) 特定の Web サイトへの接続の制限

(メンテナンス)

第 18 条 情報システム運用管理者は、無線 LAN の運用管理に必要なメンテナンス作業及び障害復旧作業を随時実施できるものとする。

2 情報システム運用管理者がメンテナンス作業等を実施するときには、事前にグループウェア等により作業実施についてユーザに周知するものとする。ただし、緊急にメンテナンス作業等を実施する必要があるとき及び無線 LAN 利用に支障がない範囲で作業を実施できるときには、利用者へ周知をしないでメンテナンス作業等を実施できるものとする。

(運用の停止)

第 19 条 情報システム運用管理責任者は、次の各号に掲げる場合に無線 LAN の運用を停止することができるものとする。

- (1) コンピュータウイルス等により無線 LAN が被害を受けることが予想されるとき。
- (2) トラフィックに異常が見られるとき。
- (3) その他、無線 LAN の運用管理上必要なとき。

(免責)

第20条 無線 LAN の通信遅滞，運用方法の変更，運用の停止又は廃止，その他無線 LAN の運用に関連して発生した利用者の損害について，本学は一切責任を負わない。

2 無線 LAN を通じて登録，提供若しくは収集された利用者の情報の消失，利用者のコンピュータウイルス感染等による被害，データの破損，漏えい，その他無線 LAN の利用に関連して発生した利用者の損害について，本学は一切責任を負わない。

3 利用者の本規程に違反した行為及び利用者の瑕疵に関連して発生した他の利用者若しくは第三者の損害について，当該利用者が責任を持つこととし，本学は一切責任を負わない。

4 利用者が，インターネット上で利用した有料サービスについては，その理由にかかわらず，当該利用者が費用を負担するものとし，本学は一切負担しない。

5 利用者が用意した機器の機種，OS，ソフトウェア等によって，無線 LAN が使用できない場合があっても，本学は一切責任を負わない。

付則 本規程は，平成26年 1月22日から施行する。

付則 本規程は，平成26年 4月 1日から施行する。

付則 本規定は，平成30年 2月19日から施行する。

別表 1

種 別	機 能	備 考
パーソナルコンピュータ	無線通信機能を有すること	
タブレット	無線通信機能を有すること	
スマートフォン	無線通信機能を有すること	パーソナルコンピュータ及びタブレットによる無線 LAN 利用への移行を前提とした無線 LAN の体験的利用に限る

別表 2

種 別	機 能	備 考
パーソナルコンピュータ	無線通信機能を有すること	
タブレット	無線通信機能を有すること	

別表 3

施設名	利用場所	利用時間
講義棟	1階 112 中講義室	平日の8:30から19:00まで
実習棟 1	1階 地域貢献研究センター	平日の8:30から19:00まで
演習棟	3階 演習室 14	平日の8:30から19:00まで
管理棟	1階 事務室 2階 教育学習センター, 教授会室, 特別応接室, 学長室	平日の8:30から19:00まで
図書館棟	1階 ラウンジコーナー 2階 開架閲覧室, ゼミ室 1 及び 2	図書館棟の開館時間内
福利厚生棟	1階 食堂, ラウンジ 2階 集会室 1, 集会室 3	福利厚生棟の開館時間内

(表面)

(様式第1号)

無線LAN利用申請書

茨城県立医療大学

申請日 平成 年 月 日

情報システム運用管理責任者 殿

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 機器の変更 <input type="checkbox"/> 利用者の変更 <input type="checkbox"/> 中止			
申請者	学科又は所属		フリガナ	
	学年又は職名		氏名(※1)	印
	連絡先(※2)	-	-	ユーザID
接続機器	種別	<input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> スマートフォン	メーカー名	
	MACアドレス		機種名	
	OS	<input type="checkbox"/> Windows Vista (<input type="checkbox"/> Home <input type="checkbox"/> Business <input type="checkbox"/> Ultimate <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> Windows 7 (<input type="checkbox"/> Home <input type="checkbox"/> Professional <input type="checkbox"/> Ultimate <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> Windows 8 / 8.1 (<input type="checkbox"/> 無印 <input type="checkbox"/> Pro <input type="checkbox"/> Enterprise <input type="checkbox"/> RT()) <input type="checkbox"/> Macintosh OS <input type="checkbox"/> i OS <input type="checkbox"/> Android OS <input type="checkbox"/> その他())		
セキュリティ	ウイルス対策ソフトのインストール(※3)	<input type="checkbox"/> インストールされている <input type="checkbox"/> インストールされていない		
	ウイルス対策ソフトの名称			
	ウイルス対策ソフトの有効期限(※4)	平成 年 月 日まで		
	ウイルス感染チェックの実施(※5)	<input type="checkbox"/> 実施=未感染 <input type="checkbox"/> 実施=駆除済 <input type="checkbox"/> 未実施		
	ファイル共有ソフトのインストール(※6)	<input type="checkbox"/> インストールされている <input type="checkbox"/> インストールされていない		
備品管理番号				
同意事項	本申請書に記載した接続機器について、無線LANの利用に際して茨城県立医療大学無線LAN利用規程が適用されることに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません			
備考				

情報システム部会長	総務課長	受付(総務課情報担当)	審査(情報システム部会委員)

登録処理 (SYSOP)

※ 教職員が申請を行う場合、所属の情報システム部会委員の審査を受けてから申請すること。

(裏面)

<学内無線 LAN 利用申請書の記入について>

「申請区分」について

- ・ 初めて本学の無線 LAN の利用の申請をする場合には、「新規」を選択してください。
- ・ 無線 LAN の利用の承認を受けた機器を変更する場合には、「機器の変更」を選択してください。
- ・ 既に無線 LAN の利用の承認を受けている機器の使用者が変わり、新使用者がその機器で無線 LAN を使用する場合には、「利用者の変更」を選択してください。
- ・ 無線 LAN の利用を止める場合には、「中止」を選択してください。

「申請者」について

- ・ 各欄に申請者の該当する事項を記入してください。
 - ※1「氏名」欄の押印について
申請者が学生の場合、押印の代わりに学生証を提示することでも申請できます。
 - ※2「連絡先」欄について
申請者が学生の場合、携帯電話番号等申請者本人に連絡を取ることができる電話番号を記入してください。
申請者が教職員の場合、内線番号を記入してください。

「接続機器」について

- ・ 各欄に無線 LAN に接続して利用する機器の該当する事項を記入してください。

「セキュリティ」について

- ・ 各欄に無線 LAN に接続して利用する機器の該当する事項を記入してください。
 - ※3「ウイルス対策ソフトのインストール」欄について
ウイルス対策ソフトがインストールされていない機器は、無線 LAN 利用の承認を受けることはできません。
また、無線 LAN 利用の承認を受けた後に、ウイルス対策ソフトをアンインストールした場合、無線 LAN 利用ができなくなります。
 - ※4「ウイルス対策ソフトの有効期限」欄について
ウイルス対策ソフトの有効期限が切れている機器は、無線 LAN 利用の承認を受けることはできません。
また、無線 LAN 利用の承認を受けた後に、ウイルス対策ソフトの有効期限が切れた場合、無線 LAN 利用ができなくなります。
 - ※5「ウイルス感染チェックの実施」欄について
申請書記入時にウイルス対策ソフトによる全ドライブに対してウイルスチェックを実施してください。実施しない場合は、無線 LAN 利用の承認を受けることはできません。
ウイルスの感染が確認された場合には、ウイルスの駆除が確認されてから再度申請書を提出してください。
 - ※6「ファイル共有ソフトのインストール」欄について
ファイル共有ソフトがインストールされている機器は、無線 LAN 利用の承認を受けることはできません。
当該機器での無線 LAN 利用を希望する場合には、ファイル共有ソフトウェアをアンインストールしてください。
また、無線 LAN 利用の承認を受けた後に、ファイル共有ソフトをインストールした場合、無線 LAN 利用ができなくなります。

「備品管理番号」欄について

- ・ 申請者が教職員の場合若しくは特に認められた者で無線 LAN を利用する機器が備品の場合のみ記入ください。

「同意事項」欄について

- ・ 申請者が学生の場合のみ記入してください。
無線 LAN の適正な利用の促進を目的として、無線 LAN 利用の承認を受ける際若しくは受けた後に、本学担当職員立会いの下、利用者にパソコン等を操作していただくことがございます。
申請者が学生の場合、無線 LAN に接続する機器は本学の所有物ではないので、上記の点に関し事前に了解をいただくための項目になります。了解いただける場合には、「同意します」を選択してください。了解いただけない場合には、無線 LAN 利用の承認を受けることはできません。

(様式第2号)

無線 LAN 利用承認書

申請者 殿

情報システム運用管理責任者

先に申請された学内無線 LAN 利用申請について、茨城県立医療大学無線 LAN 利用規程を遵守することを条件に利用を承認します。

承認機器	種 別	<input type="checkbox"/> P C <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> スマートフォン
	メーカー名	
	機 種 名	
ユーザ I D		
パスワード		
ネットワーク I D		
学内ポータルアドレス		
ファイルサーバ パス		
備 考		

※1 無線 LAN 利用のために必要な設定は、設定・利用の手引きに従い利用者が行ってください。

※2 不明点については、総務課 情報係までお問い合わせ願います。お問い合わせの際は、職員番号・学籍番号、氏名及び具体的な障害内容等をお伝えください。